

令和6年度第1回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会 議事録

【日 時】 令和6年5月22日(水) 13時30分～14時55分

【場 所】 石狩市役所4階 401・402会議室

【出席者】 委員:13名、アドバイザー1名、事務局5名

委員	役 職	氏 名	出欠	役 職	氏 名	出欠
	委員長	小山 和利	出席	委員	坪田 清美	出席
	副委員長	伊藤 美由紀	出席	委員	長谷川 洋子	出席
	委員	佐藤 勉	出席	委員	細田 幸男	出席
	委員	新田 大志	出席	委員	細谷 准一	出席
	委員	星野 ゆかり	欠席	委員	大森 由紀子	出席
	委員	今西 浩子	欠席	委員	時任 千恵	出席
	委員	近藤 宏	欠席	委員	穴田 めぐみ	出席
	委員	重山 麻人	出席	委員	朝倉 恵	出席
アドバイザー	松倉 聡史	※出席	※リモート			

事務局	所 属	氏 名
	子育て推進部長	田村 奈緒美
	子育て推進部 子ども政策課長	青木 祐一郎
	子育て推進部 子ども政策課主査	中川 陽子
	子育て推進部 子ども政策課主査	田原 朋学
子育て推進部 子ども政策課主任	松田 裕	

【傍聴者】 0名

【次 第】

1, 開 会

2, 議 事

(1) 権利救済機関について

(2) 条例前文(案)について

3, その他

次回会議について 令和6年7月3日(水)13時30分～ 石狩市役所5階 第1委員会室

4, 閉 会

【1, 開会】

(事務局:青木課長)

ただいまから石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会を開催いたします。

本日の会議は1時間半を予定してございます。どうぞよろしく願いいたします。

はじめに、4月に人事異動があり、事務局に変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

(事務局:田村部長)

皆さん、こんにちは。石狩市はこの4月に機構の見直しを行い、「子育て推進部」を創設致しました。「保健福祉部」にありました「子ども政策課」・「子ども家庭課」・「子ども相談センター」の3課とりんくりにあります「子ども発達支援センター」。それから厚田・浜益にある「厚田保育園」、「はまます保育園」、この3つの施設を合わせて1個の部をしています。また、「保健推進課」から母子保健の部門が「子ども政策課」に入りまして、赤ちゃんが生まれる前から若者になるまでの長い期間の子どもと保護者や支援者などのケアをしていくという部を創設しております。私、去年まで「保健福祉部」の次長でしたが、この度「子育て推進部」の部長となりました田村でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局:青木課長)

改めまして、4月1日に着任いたしました子ども政策課長の青木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。3月末までは防災担当でした。皆さんどうぞよろしくお願いいたします。中川主査、田原主査につきましては、昨年同様という形でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の出席状況を確認いたします。委員16名中13名が出席されています。石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱第6条第2項の規定により委員の半数以上が出席されておりますので、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、松倉アドバイザーにおかれましては、リモートでのご出席となっております。

次に本日の資料を確認させていただきます。

1つ目が会議次第と委員名簿でございます。2つ目、資料1といたしまして、子どもの権利に関する相談スキーム、資料2といたしまして条例前文の案でございます。

参考として、石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱をお配りしております。

お手元がない資料がございましたらお知らせください。

続いて、議事に入る前に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

本検討委員会は今年度全4回を予定しております。

本日のご議論を踏まえまして、6月の庁内調整会議でパブリックコメントの案を調整し、これを受けまして、7月3日に開催予定の第2回の本委員会でパブリックコメント案を確定し、8月にパブリックコメントを実施、その結果を踏まえて条例案を作成し、9月の庁内調整会議を経て、10月の第3回の本委員会にて条例案を確定し、12月の第4回定例会の議決を経て、来年4月施行という流れで考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行を小山委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(小山委員長)

こんにちは。今年度はいよいよ条例の作成作業に入っていきます。

お忙しいかと思いますが、ご協力のほど、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入っていきたいと思います。前回、相談救済機関について、結構時間を割いて、救済機関の役割、解決までの道筋、相談窓口のあり方等議論していただきました。これを受けまして、3月に、市長に提言書を渡しましたが、その中で、第三者的な立場の機関が必要なので、庁内調整会議において調査研究をしていただき、方向性を見出すよう要請しておりました。

この件について事務局で、検討していただいた資料を作成してもらいましたので、事務局より説明をお願いします。

(事務局:中川主査)

相談救済機関について説明いたします。皆様からのご意見や他市の状況、それから庁内調整会議でも議論いたしまして、第三者的な救済機関のあり方について再度整理いたしました。

整理するにあたり、まず他市の状況として4月22日に北広島市を視察してまいりました。北広島市は同じ石狩管内で先行して、平成25年度に条例を制定し、常設の相談員を置いています。相談員は1名で現在任用されている方は、元特別支援教育支援員の経験者の女性で、通常は市役所の担当課内で勤務されています。

相談は、窓口・電話・メール・市ホームページの専用フォームで受付をしていましたが、制度開始の初年度は相談件数が実件数3件ということで、途中から児童館や支援拠点を定期的に回る巡回相談を導入されたそうです。

そこで周知グッズを配ったり、紙芝居を見せたり一緒に遊んだりすることで、相談できる人がいるということ子どもたちに知ってもらいながら、巡回先の指導員さんからは、最近あの子の様子がおかしいという話があったり、逆に相談員が前回と子どもの様子が違うことに気づいて、指導員に尋ねたりと、顔を出すことで作られるつながりを重視して、アウトリーチによる掘り起こしを実施してられるそうです。令和4年度の実績は実件数33件で、ほとんどが巡回による件数ということでした。

いじめや虐待が発生する手前の段階から、保護者や子どもの相談を受けることができるため、問題の芽が大きくなるいうちに対応できる、それらの発生を予防する効果が大きいと、担当者は認識されているというお話でした。

その他、庁内調整会議を4月25日に開催いたしまして、いじめや虐待などの相談窓口を持つ庁内の担当部局からは、既存の窓口は比較的重い案件を抱えているという実態や、子ども向けの相談チャンネルは多いほうがよいという意見が出たところです。

これらのことを踏まえまして、市として考えているのは大きく2点ございまして、まず権利侵害に対する救済体制として附属機関である救済委員を設置すること、これは当初の案と変わっておりません。2点目が当初権利侵害に対する相談申立ては、既存の相談窓口を活用することを想定しておりましたが、既存の窓口とは別に子どもの権利関係をはじめとする多様な疑問や悩みを拾い上げる新たな相談窓口を設置して、相談員を配置したいと考えております。

それを図にしたのが、事前に配布しております資料の「子どもの権利に関する相談スキーム」というものです。

今回設置しようと考えているのは、図のピンクの点線で囲っている子どもの権利救済委員会というところになります。

相談者は、左の青色の点線で囲んだところが既存の相談機関になりますが、教育支援課、人権擁護委員、子ども相談センターなど、そういったところに相談をして助言を受け解決する場合がありますが、どこに相談したらよいかわからない、既存の相談機関には相談したくないなどがあった場合には、下の方のピンクのところ、相談員のいる子どもなんでも相談に相談するような流れになります。

相談員の役割としては、下のグレーの子どもの権利救済委員会の役割というところでも書いてありますが、子どもの権利侵害に限らず、親子・交友関係などの幅広いジャンルの相談を受け付け、適切な助言をする。相談内容に応じて適切な機関、例えばいじめだったら教育支援課などの紹介を行う。当事者間の解決が難しいようなケースは、当事者の同意に基づき、関係機関や相手方との調整を行う。子どもの権利侵害に関する事案で、専門家の対応が必要な場合は申立を受ける。救済委員に対しては、相談内容の報告、申立ての受付や救済委員との事務調整、調査補助などの業務を担う。

また、北広島市でもあったように、窓口相談に加えて、児童館などの施設を定期的に巡回するなどして、例えば性的虐待など、子ども自身が積極的に窓口相談できない場合ですとか、ヤングケアラーなど、自分では問題と意識できない場合など、そういった相談の掘り起こしとともに広報、普及啓

発活動を行う。

次に、附属機関である子どもの権利救済委員の役割は、相談に対する助言や支援、申し立てに基づき、関係機関に説明や資料の提出を求め、事実関係の調査を行う。調査等の結果、市長に対し関係する市の機関に是正勧告や子どもに関する制度改善を求めるための意見表明を行う。市の機関以外のものに対し、是正の措置を講ずるよう要請することを市長に求めるというものです。

相談救済の流れは右の緑色の図になります。相談員が相談を受け、話を聞いて、直接解決する場合がありますし、救済委員と共に関係機関等との調整活動を経て解決するケース、必要に応じて申立を行い、申立案件について、救済委員が調査調整を行う、また必要に応じて市長や関係機関に是正勧告・改善指示などをして解決していくというイメージです。説明は以上です。

(小山委員長)

イメージですけれども、委員3名以内からなる附属機関と、子どもなんでも相談ですね。子どもの権利の侵害に関する相談に応じて、必要な助言や支援、申し立てについての関係者間の調整ですね。

あと、是正要請など、前回の案と変わりません。現在想定しているイメージを一個の形でまとめて頂きました。

事務局案について、皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

(細谷委員)

人権相談委員の細谷と言います。

前回お話しした時と、また違うものが元に戻った形で出てきているのがちょっと心配です。

子どもなんでも相談というこの形を作ったときに、どのように動かすつもりでいるのかが明確ではないということです。非常に多くのことをやらせようとしているのですが、これは何人体制でやるつもりでいるのか、相談窓口を作るとしたら、どこに作ろうとしているのか全く見えてこない。

今我々が行っているような人権相談なんかは、一応広報には出ていますが、ほとんど出てこないというも実態です。また、我々は小学校・中学校に人権教室という形に入っていていますし、学校の先生方とも面識はいくらか持っていて、もし問題のある子がいるということであれば、そこから聞いてくることもできると思います。

今ある機関が横につながらない。つながらないというか、うまく風通しのいい状態になっていないときに、更にもう一つ委員会をつくって、そこがこれをと考えたら、すごく作業が多いですね。

子ども向けの総合相談チャンネルとして、既存の窓口にはできないような相談を拾い上げるということは、今よりもっと積極的な関わりを子どもたちに持っていくということですね。そのための動きということになれば、並大抵のことではないと思うのです。一番近くにいるのが学校の先生で、学校の先生で拾えないものを拾い出そうという極端な話を狙っていることになります。

掘り起こしていくということは、本人たちが気づいていないものまで掘り起こすというふうに書かれていますが、そうすると相当の観察が必要になってくると思います。

それを一体何人でやるのでしょうか。その他に広報活動をします、啓発活動もします。

相談窓口はもしかしたら市役所に置くことを考えているのであれば、ここに子どもは来ないと思いますので、相談窓口には絶対にならないと思います。

そういうものを考えて行ったときに、こちらで考えている子どもなんでも相談というのが、すごく理念は正しいものに思うのですが、形になるまでが相当大変になるのではないかと思います。

それよりは、私はむしろここが、相談窓口、ここにある各種相談機関のほうにもっと十分な連携を取って、相談機関の人を集めて、みんなでお話をするとか、そういう場面を作ったほうがいいのではないかと思います。

これを見ていて、すごく大変だなと思うのは、申立てを受けるんですよね、この方たち。この方たちがということは、人権侵害であるということをお方たちが見つけなければいけない。ただでさえ、人権侵害というのは難しいものだと思うんですよ。

それをこの、なんでも相談の方たちが人権侵害か否かってことを判断しなきゃいけないということになれば、相当難しい判断を要求されることになると思います。

むしろ専門家が集まっている権利救済委員会というところが、上がってくるものを、これは人権侵害かどうかというふうに判断をするほうが現実的なのかなと思います。

どのような方をここにあってがわれるつもりでいらっしやるのかが見えてこなくて、北広島市が回って歩いて相談件数が増えましたと言うのですが、その増えた相談件数の中に、この子どもの権利に関する相談というのがどの程度出てきているのか。で、子どもの権利を侵害されたときのための機関として考えるのであれば、この相談窓口というのは、ほかの機関が担うところをただ一つ増やして、同じようなことをしていく、そういう機関になってしまうのではないかと思います。

子どもに限って言っても、子どもはここを利用しようという気持ちは起きないのではないかと思いますので、もっと何か違う形のことを考えたほうがいいのではないかと思います。

すいません長くなりました。

(小山委員長)

ありがとうございます。実際に相談窓口が動き出すとしたときに、予測される不安要素をおっしゃっていただいたかなと思いますが、事務局の方でその辺について考えがあれば、教えていただきたいと思います。

(事務局：青木課長)

ありがとうございます。実際の相談の現場といいますか、その辺の実情も含めて、聞かせたいので、大変ありがたいなと思います。

前回の委員会の議論では、常設の委員がないと、スピード感に欠けるといふところと、あと、なんでも相談という形がいいんじゃないかという話がありました。それで我々としては、今回条例を制定して、権利救済の機関を作るなかで、そこに直結する窓口は必要と考えており、逆にこれがないと、お子さんが能動的にどこに行ったらいいのかわからないということもあろうかと思います。

体制につきましては、1名体制を今のところ考えております。設置場所は、例えば本庁舎、今1階に子ども政策課がございますので、そこに席を並べてという形もあると思います。ただ、おっしゃるとおり、北広島市でも電話ですとか、メールですとか、そういうものは待っていてもなかなか来ないというようなお話でした。

なので、先ほどご説明しましたけれども、声なき声と言いますか、掘り起こしを行う。そこが難しいというお話がありましたけれども、そこも、巡回をすることで掘り起こしていけないかと考えております。

北広島市については、それぞれの支援拠点を、例えば2ヶ月に1回、定期的に回り、子どもと遊んで、近い関係を作り、身近にいるこのおばさんに相談すればいいということで、会話から困りごとを拾っていくというような形で、相談につなげていました。

相談の案件によっては、例えばいじめですとか、虐待ですとか、明確な人権侵害というものにも分類される部分については、既存の窓口で当然繋がれると思うんですが、今回イメージしているのは、その前の段階、問題になる前の段階から、なんとか拾い上げることができないか、というようなところをケアしたいという思いで考えさせていただきました。

どこかに座って、電話を受け付けます、メールを受け付けますというだけではなく、こちらから出向

いて行って、子どもと見える関係を、本当に長い時間をかけて作りながら、何気ない会話の中から拾っていく、そういうイメージでの提案となります。

細かい動きですとか、重い案件については、当然既存の窓口や関係機関との連携、ご相談しながら対応していくという形になると思います。当然ひとりの相談員さんがすべてを差配するというイメージは持っていません。

調整などが必要な案件については、都度、権利救済委員の方に相談して対応の方針を確認していくようなイメージであります。相談員と権利救済委員を含めて、一つの委員会とすることによって、そういう動きもできるんじゃないかと思っているところです。

(小山委員長)

ありがとうございます。この件について、他にご意見を聴かせていただければと思います。どうぞ、お願いします。

(長谷川委員)

こちらに主任児童委員という立場で参加させていただいております、長谷川と申します。この青い機関の中に私どもの名前が全く入っていないのですが、人権擁護委員もやっていますので、そちらはそちらで、いろんな子どもたちからの相談を受けますが、主任児童委員という立場がまさしくこの子どもなんでも相談ではないのかなと思います。

ある程度、地域の中で見回りもしますし、子どものところに行ったりもしますし、春先に必ず学校を訪問して、今、大変な子はいらっしゃいませんかというのを伺っています。

学校も、直接子ども相談センターや教育委員会にお話しされていますが、私たちはそこまでいくまでもない子どもたちで、先生たちが手をわずらわさなくてもいいように、自宅周辺に行って、子どもたちとお話して、様子を伺ってきますよ、子どもたちといろんな話ができれば、子どもたちから聞いた話を学校に伝えますよということで回っているんです。

今回、事務局のお話を伺ったときに、まさしく私たちが20年以上前からずっとそういう仕事をやってきましたが、例えば最近、子ども相談センターに繋いだ後に、その子がどうなったのか、フィードバックが戻ってこないというのが私たちはとっても不満な部分でした。

あと、今、市には主任児童委員が12人いるんですが、この子どもなんでも相談で、新たに相談員を1人つけて、石狩市、花川南から浜益まで、全部を網羅して、私たちがこの区域だけでやっていることを同じように細かくやるということが出来るのかなというのは、私から見ても不安な部分です。

できればそういうところを、この相談員と密に繋がらせていただいて、権利救済委員につなぐとか。子ども相談センターが、抱えている案件で一杯一杯ですっていうのであれば、そこで分けて、こちらに繋ぐというやり方もあると思うんです。

今までは、人権擁護委員は法務省の方からで、私たち主任児童委員は厚生労働省のほうからということで、間に市が入ってつないでいただいている部分はあるのですが、今回、市で条例を作るから、新たに権利に関する相談スキームを作らないといけないんだという、ただそのためのものを作るのであれば、大丈夫なのかなというのはいすごく感じます。

(小山委員長)

主任児童委員が、このイメージ図の中でどういう役割と位置づけなのかというところの不安と要望ということでよろしいですかね。

(長谷川委員)

この子どもなんでも相談の部分ですよね。私たちが学校を回って歩いて、それから近所の方がずっと見ておられて、学校のスクールガードがありますよっていったら、それに参加させていただいて、子どもたちの様子を見て、変だなと思った子どもたちに声をかけてというのは、私たちがこれまでずっとやってきたことなんですよ。

その部分がこのスキームの中に何も出てこなくて、新たになんでも相談を作りますと言われてたときに、私たちがこれまでやってきたものを全部ひとりでやれるのでしょうかということと、この形だけのものを作るのであれば、なんでも相談というものではなく、私たちの活動を捉えていただけるような組織があったらいいのかなと思っています。

(小山委員長)

主任児童委員の立場で仕事をされていて、そして、今新たなイメージでの相談員との関係ですよね。その辺の流れみたいものが、見えにくいんじゃないかということかなと思いますけど。事務局の方お答えできますか。

(青木課長)

ありがとうございます。主任児童委員さんの動きといえますか、内容を伺って、まさに我々がイメージしている子どもなんでも相談のイメージと同じです。北広島市では、現場に行って能動的にこちらから話を聞いています。この図の中には、今回書いていませんが、そういう機能をはじめて市も本気で考え出したといえますか、国も去年、法律をつくってやっと追いついてきたといえますか、長谷川委員のイメージにですね。今回、この子どもなんでも相談を作ることによって、児童委員さんの仕事の領域を侵すとか、そういうものではなくて、まさに細谷委員もおっしゃる通り、すごく大変な重い仕事だと思えます。特に子どもだけに注力しても、その部分について、今回はその子どもの権利条例を作るという部分もありますし、救済機関を作るという意味での窓口ということもありますが、やはり子どもの意思表示、意見を聞くという、すごく大きな重い仕事をやるときには、既存の皆さんの窓口との連携は当然必要と考えております。

どのように連携するかですとか、どのような案件、具体的な部分は詰め切れてはいませんが、例えば主任児童委員さんが学校に行かれたり、地域に入って行かれたりというノウハウも含めて、連携して、この子どもなんでも相談員と共有させていただいたり、学校に入る時にはスクールソーシャルワーカーとも連携されたり、これまでもいろんなつながりを当然お持ちだと思います。そういう部分の1つとして、この子どもなんでも相談の相談員も1つ加えていただき、その中で周知も含めて、今回本当に主役が子どもで、子どもにも権利があるという発想からはじまりますので、その立ち位置を持った人間が、ひとりパーツとして加わっていく。また、どこか市の機関を紹介した後のフィードバックがないというお話もありました、例えば、今回この窓口を作ることによって、その部分のフォロー、ネットワークが新たにできるかもしれないです。今回の法律の中には、意見表明した結果を、子ども自身にフィードバックしなさい、そういう努力もしなさいというイメージも入っています。大きく言えば、今おっしゃったとおり、何かをケアして対応したあとに、どうなったか、お子さん、当事者本人も含めて、保護者の方も含めて、学校ですとか、例えば保育園だとか、児童館とか関係者も含めて、周りにいる大人たちが、どういうふうにそれを受け止めて、今後その子どもの支援、育ちに役立てていくのかというのが、おそらく今までよりも少し良くなれば、一つの役割を果たせばということで、子どもにとって分かりやすい窓口ができればという発想ですので、まだまだ詰めきれてない部分はあるかと思えます。今後いろんなハードルで出てくるとは思いますが、まずは条例をつくって、制度を始める際に、お子さんにとってわかりやすいのはどのような形なのかということ、一つこういう形で相談員

を置かしていただければという発想です。以上です。

(小山委員長)

ありがとうございます。ほかにご意見がある方は。

(細谷委員)

今のお話を伺って、例えば、子どもなんでも相談というところがあちこちから上がってきたものを引き受け、子どもに対応します。子どもには教えます、で終わっちゃうんですか。吸い上げてきた機関には戻っていかない。

結局、いろいろな相談機関があって、その相談機関がバラバラだということが問題なのではないかと思えます。

それらをつなぐ働きをするものが必要だと思うんですけど、新たな窓口を作るというのは、ちょっと発想が違うんじゃないかと私は思うんです。

だから、この新しく作るところがあらゆる相談機関と連携をとって、相互に意見交換ができるという機関であれば、非常にいいものになると思うのですが、ここはここで独立しますと言うのであれば、それは接点がたくさんじゃなくてイボがたくさんできて、それぞれがバラバラという状態です。

おそらく、悩んでいる子どもについて市が把握しても、私たち人権擁護委員はつかめない。これでは、動けないですね。

私たちはもしそういう相談を受けたとしたら、国の機関に報告をしなければいけない。法務局のほうに伝えます。そういう流れを持っていて、私達がやっている人権相談は、先ほど申し上げたとおり、ほとんど件数がないです。

それは当然、広聴・市民生活課もどういふことかはつかんでいます。

でも、それがそのあとどうなりましたかってなると、私たちもつかみきれない。

そういう、みんなあちこちで一生懸命動いているのに、その動きがバラバラということのほうが問題なんじゃないかなと。子どもの権利といって光を当てて、権利が侵害されたらということですが、子どもだって大人だって同じだと思います。

何かを作れば解決するものではなく、今これだけいろんなものが必要だって作ったのであれば、これをうまく生かすことを第一に考えるべきじゃないかと思うんです。

その上で、子どもの権利が侵害されていると判断ができたら、救済のため委員会が動きますというものではないかと思えます。私たちがイメージしていたものは、そういうものだったし、そういうふうに前回はお話したつもりでいたのですが、また、新しい顔がひとつできるとどうなんでしょうか。今まである機関はどうなるのかなって、そこら辺が全く見えないで、また、バラバラに行動するのかなという気がしますので、そのところもっと明確に我々に伝えていただければと思うのですが。

(小山委員長)

はい。ありがとうございます。重要な懸念事項と要望だったかなと思います。

ほかの方の意見も聞いていきたいと思えます。はい、お願いします。

(新田委員)

すいません。NPO法人ジェルメまるしえ、新田と申します。私、石狩市引きこもりサポートセンター相談室まるしえというところで石狩市から委託を受けてですね、地域の相談室として、不登校引きこもり支援を行ってまして、10年、11年目になります。子ども相談センターが委託の担当課になりますので、私も相談機関の一つとして、皆さんの話を聞いていて、私もすごく共感するところがあります。

た。設置する意味は素晴らしいと思うんですけども、気になったのは相談員の人数と、どこまで事務を担うのかということなんです。やはり実務ということになると、1名体制では現実的な話ではないのかなと思っていて、皆様のお話を伺っていても、既存の相談機関は、私どもも含めてたくさんある中で、私たちもじゃあ他の機関さんの情報をどこまで知っているかという、やっぱりなかなか分からないところは正直ありまして、それはこちらだけじゃなくたぶん相手もそうだと思うんですよ。そのような意味でも、やはり理念は本当に素晴らしいと思えますし、方向性としてもすごく同意するところなんですけれども、これを本当に活かすと考えたときには、やっぱり連携は必須になってくるのかなと。ほんとに、今青木さんのおっしゃったとおりかなと思います。いずれにしてもどんな形であれ、いろんなやり方はあると思うんですが、救済委員ができるということをきっかけに、そういう連絡会というか会議というか、その機関同士で連携の機会を設けることはすごくいろんな意味で、私たちもありがたいですし、実際にその子どもなんでも相談ができるってなったときに、なんでも相談に配属された方がどんな風に動いたらいいのかっていうのも、リアルにイメージしやすくなると思いますし、すごく沢山意味がある会議になるんじゃないかなと思いますので、まずは観点を共有して、既存の相談機関、私どもも含めた既存の各相談機関にも、子どもの権利の救済という観点も持ってもらうつつ、実際、役割分担ですとか、どんなふうに連携していけるかみたいなことをやれると、よりいい形で実施できると思います。

(小山委員長)

機関連携の懸念事項がいくつか続いたと思います。

松倉アドバイザーのほうから、ご意見いただければと思うんですが、どうでしょうか。

……音声届かず……

とっても残念なんですけど、音声をちょっと調整してもらって、こちらの議論を進めていって、もし入った段階で、またアドバイスいただければなと思います。相談救済機関について、ご意見がある方がいればお願いしたいと思います。どうでしょうか。

(坪田委員)

坪田です。認定こども園・保育園を代表してきています。

みなさんのお話を聞くと、相談を受ける機関がもう1個必要なわけじゃないんじゃないですか。今、相談機関がこんなにあるんですよ。相談センターにいけばいいし、広聴・市民生活課にいけばいいし、もちろん学校でも拾うし、障がい福祉のほうも発達支援のほうも拾えと。それから、現場に行くと話を聞いてくれているのは主任児童委員さんでそこでも拾おうとしてくれている、それから人権擁護委員さんもいるという中で、さらに子どもの相談を受ける人、受けるおばさんは必要なくて、いま権利救済委員を設置しようとするがために、窓口がないとだめみたいになっているんじゃないかなと。北広島市がどのようにされているかはわからないですけど、みなさん言っているのは連携でしょ。そして子どもの権利救済委員会ができるんだから、いろんなところで受けたものがここへ集約されたり、そこから返っていったりするかっていうところを求めているんじゃないかなと。

いろんなルートがある中で、このひとりのなんでも相談でなんとかなったり、出掛けて行ってなんとかなったりというのは必要無いんじゃないか。ですから連携を取る人であれば、どこからあがったものもこの人が連携取って、権利が侵されたと思ったら、繋げますからという人が必要なんだろうと。ちょっと無理やり作った感じがしなくもない。あちこちからあがってくるでしょ。それから積極的に出ていってなったら民生児童委員さんとかがやってくれますし、学校にも相談窓口みたいな

のがあって、やっぱり怪しいなというのも含めて近い先生たちが拾い上げますので、私たちもこども園に来ている子どもの怪しいな、この親まづいなと思えば、うちだったら子ども相談センターに、発達の方だったら子ども発達支援センターに電話で連絡します。

一番身近な人が、このなんでも相談の人ではないですよ。この人は一番身近な人とはなりえないと思います。たくさんある専門のいろいろな機関をどうやって集約して、そこでまた的確に判断して返していくかということが大事だと思います、と皆さんおっしゃっていると思います。

(小山委員長)

はい、ありがとうございます。相談員の役割ですね。機能をどう持たせるか、もう一度精査してもらえばなというふうに思います。人を増やすこと自体、決して悪いことではないですけど、機能の面で十分納得できる中身ではなかったのかなというところでお願いできますでしょうか。

(伊藤委員)

私、児童館、放課後児童クラブを運営しておりますNPO法人です。

(小山委員長)

すいません、松倉先生の音声繋がりましたので、先に松倉先生お願いできますか。

(松倉アドバイザー)

聞こえていますか。すみません。

旭川の事例をあげたいと思いますが、旭川も子どもの条例、権利条例とは言えないような条例を作りました。

子どもの権利救済機関は、もちろんなかったです。弁護士も入っていませんでした。

それによって、2年前ぐらいですかね。皆さんも新聞でご存じかもしれないです。本もできました。この大学のすぐ近くの永山の公園で、中学生がいじめによって冬の寒い時期に自殺をしました。

これはどこに相談することもできなかったのです。全国では今89ぐらいですかね。子どもの権利条例ができていて、たくさんの地方自治体で弁護士を含めての権利救済機関が作られています。

川西市を初めとして、そういったところに相談をされる子どももいます。匿名で相談する人ももちろんいます。そういった中で、おそらく何人ものいじめ自殺を防いできたと思います。

もちろん札幌でもアシストセンターができました。とは言えそれでも、亡くなる方がいました。実例として。つまり何を言いたいのかということ、法務省にも子どもの権利救済委員がいます。ほかにもいるかもしれません。旭川も当然います、権利救済委員は。法務省にもいるはずで。私が前にいた名寄にもいました。士別市は、そういう中でも弁護士を含める救済機関を作りました。

何を言いたいのかということ、ある意味では、法務省の権利救済委員がいてもそこに相談することができずに、亡くなった方がいるということです。現実的に。

問題はそういったいじめや自殺、虐待死をどう防ぐかということに、いま自治体が躍起になっています。それはほかの機関があるから、連携を考えたほうが良いという、そういう観点ではもちろんなくて、相談する場所がむしろあったほうが良い、他に。別の機関でもあったほうが良いということです。

旭川市の場合には、市で作られた権利救済機関がないために、民間のところは何度も相談にいったようだけれども、結局のところ、うまく対応できずに自殺してしまった、冬の寒い夜に。そういう事件が起きています。

そういう意味では私は今の時代に権利救済機関を置かない子どもの権利条例、子どもの権利を救

済する機関が置かれない条例というのは、私はこの前も提案させていただきましたが、ほかの自治体から石狩市はどうして作らなかったんだという批判を免れないと思います。

そういう意味では、まず作るという方向で、例えば、弁護士なり、児童の問題に対応していくための具体的な委員なりをきちんと置けるかどうか。そこが僕は重要な課題だと思います。

旭川市ではそれがなかったために、旭川市長選挙で条例に権利救済機関を作らなかった前市長の後継候補が落選し、この自殺死を問題視した候補が新たに市長に当選しました。

そういう経過もありますので、真剣に議論してもらいたいと思っています。

(小山委員長)

ありがとうございます。

(伊藤委員)

子どもの権利救済というものを否定しているわけではなく、子どもなんでも相談というものの位置づけが機能しないのではないかという話を、いま皆さんでしていると私は思っています。

その中で、私も児童館にずっと携わっておりますが、児童館にこの看板をいただきたいです。子どもなんでも相談の場所として、私はもう最初から動いていると思っています。本当にたくさんの子どもたちから親のことでとか、子どもの自身の妊娠ですとかさまざまな相談を受けてきています。児童館はそういう場所であります。

そこに、先ほどの北広島の相談員の方が何ヶ月かにいっぺん巡回して、子どものそういうことをキャッチできていますというのが、私にはちょっと不思議でした。日頃からのやり取りがあって、そこにいる指導員との信頼関係を基に、そういうプライベートの話や困り感、大人の場合ですと「相談していいですか」という入口があればということですが、これと子どもは違って、今こんなことになっているんだよねって。たまに、今のは相談だったの？ただのぼやきだったの？って、みんなで話すときもあるんだけど、聞いて欲しかったんだよねって。だから子どもから話があったって事実を踏まえて、今後どうなっていくか見守りながら行こうねって、そんな毎日を過ごしております。私が言いたいのは、この子どもなんでも相談員をつけるというよりも、今回石狩市として、子どもの権利を条例化するにあたって、既存のままでは何も新しい武器になっていないのではないかというのであれば、子どもなんでも相談という役割を、たとえば先ほどの民生委員・児童委員に、看板というか、こういう相談の立場がありますよという事実をわかっていただけのような。あちこちで子ども110番、SOSのステッカーを貼ってますよね。ここの家逃げてきていいんだよってというような。どこ見ても沢山そのステッカーがあれば、ここはみんなで見守っているんだって安心感があるステッカーかなと思うんですけども、市民の方が石狩市内で、そういう場所、役割がたくさん出来てるんだなっていう認知ができると、石狩市としてはちゃんと、子どもをしっかり見守っているという事実になると思うので、ここの図にこのように置くのではなくて、今実際に動いている既存の方たちにとっても、救済機関があるという事実が見えるように考えられたほうがいいのではないかと思います。

(小山委員長)

権利救済の重要性は確認できたと思います。

その委員会を実効性のあるものにするために、この相談員の既存の関係機関との連携のあり方をもう少し詰められたらいいのかなということで、そのことについて委員からたくさんのお意見ができましたので、反映していただければと思います。

(田村部長)

いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございました。

私どもとしても、前回令和5年度第4回の皆さんの議論を踏まえたうえで、このような相談スキームを作ったつもりだったんですが、それがうまく反映できていなかったということでは反省をしております。さらに主任児童委員として子どもなんでも相談のようなことを日頃されているところが、この図の中にも反映できていなかった、児童館も含めて、なかったというところでは、私達もちょっと勉強不足だったところがあります。

ただ、最初の説明で申し上げましたように、やはり子どもが相談できるチャンネルは多いほうがいいということは、市の職員で構成する庁内調整会議での統一した意見でもありましたので、この子どもなんでも相談を作り、子どもの救済、権利救済という附属機関を作って、そこの連携、また相談員が全て決められませんので、権利救済委員に報告をして、指示を仰いで色々な活動をしていくという流れも想定をしながらスキームを作ったのですが、この子どもなんでも相談の機能、出向いて行って、子どもにお話を伺うとか、子どもの権利ってこういうものなんだよってというような周知をして歩くとか、そういう機能についてはあるべきではないかと市としては考えているのですが、そのあたりは皆さんご意見いかがですか。

(細谷委員)

わたしばかり意見を言っているようなのですが、まずとんでもない勘違いだと思うのです。子どもの意見を聞くというのは、並大抵のことじゃないです。この会議にも学校関係者の方がいらっしゃいますけど、子どもから本音を引き出すことはすごく大変なことです。

通りすがりの人に話すような子どもがいたら、よほど息詰まっていると思います。

それを何ヶ月に一度、顔を合わせた人が聞き取れるとしたら、それは凄い能力だと思います。

私も30数年、教員をやっていましたが、自分のクラスの子どもから意見を聞くのでさえも、大変な苦勞です。その子の腹のなかに何があるかつかめなくて、表面の言葉でずいぶん間違ったこともしていました。しかし、本当に困っていることを拾い出すために一生懸命やりましたが、それは何百日も一緒にいる人間でやっとならぬのに、それをこの相談員1名にやらせるというのは、根本的に違うのではないかと思います。

それでも、専門相談員を100人置くというなら可能かなという気はしますが、その人たちがどうやって子どもたちに接近していくかというところをクリアしないと、絶対問題を拾い出すことはできないだろうと。一方で、相談窓口が増えたほうがいいのは当然だと思います。それはわかります。

ただ、Aの相談窓口で相談したことが、BCDは知りませんというのが問題だと思います。

だから、今、市はどんな案件を抱えているのですか。石狩市の子どもたちは、どんな悩みを持っているのですか。それを各相談窓口がわかっているれば、関連する相談に乗れるとか、こういうことがあるのですよ、などというさまざまな動きが出てくると思います。私たちが担当しているところは、限られた動きしかできないです、ほかの情報は入ってきません、では、やはり片手落ちだと思います。

小中学校へ行って、人権教室をやって、子どもたちに人権って大事だよと教えてくる。今、我々の活動は、そこでいったんストップしています。その時に相談があったら、もし悩んでいたら近くの人に相談しなさい。それでもだめなら、子ども110番、SOSがあるよと教えます。そうやって子どもたちに少しずつ啓発をしていくという作業をしています。

これはおそらく関係する学校の先生方は分かってらっしゃると思いますが、他の方たちはなかなかそういう活動をしていること自体、分からないと思います。

あそこはこうしているとか、こんな問題を抱えているとか、わかってきたら協力できるのもあるのではないかと思います。そのことが、市が一丸となって動くことに繋がるのではないかと思います。

市の行政機関だけですべて賄おうとするのは絶対無理だと思います。皆さんお仕事を抱えて、これだけをやっているわけではないですから。ほかの相談機関だっずっとそこに関わっているわけじゃないですけど。

その場面でわかっているさまざまなことが、ほかに広がっていかないことがわたしは一番問題ではないかと思います。

この相談員は置いて構いませんよ。相談員を置くことはいいと思うのですが、これとは別に連携機関を作ってほしいと思います。それぞれが抱えている問題を拾い上げる、もちろん権利救済委員会も絶対作るべきだと思います。やはりもっと強力な力で、間違っていることを正す組織がなければ、こんなもの作って絵にかいた餅になってしまうと思います。

だから、そこはなんとしても作る必要があると思います。でも、そこにどこからでも相談できることにしないと。矢印が子どもなんでも相談というここにしかないのです。

既存の相談機関で、切実な問題を抱えているところがあったら、それを子ども権利救済委員会に持っていくという、より沢山の矢印を作っているのではないかと思います。

市として子どもの権利条例を作るのであれば、その子どもの権利が侵害されたときにどうするか、その強い組織をここで謳うべきではないかと思います。

掘り起こしはほかでできますから。だから、引きだしは、もちろんたくさんあったほうがいいですが、そこから拾ってくるというのは、みんながさぼっているわけではないと思います。

そう考えると、もっと強い権限を持って動くところを作ることが大事なのではないかと思います。だから、前回私は相談窓口を増やさなくていいと言いました。窓口を1つ増やしてもいいですが、増やす意味はあまりないと思っています。

今の私達がやっている相談がザルだと言われたら、それはしょうがないと思います。

そのザルを埋めるための相談窓口が必要だと言うのなら、そうだと思います。

ですが、今やっている相談窓口全部がバラバラに動いていることのほうが、私は問題だと思いますのでそこをまとめる案を提示していただきたいと思います。

(小山委員長)

ありがとうございます。連携のところであれば、日頃の情報共有とかそこをいかにイメージの中に取り込んでいくかというところが1つ大きなテーマになるのかなと思います。

あともう一つ議題がありますので、これまでの意見を事務局の方で反映させていただければなと思います。

それでは2つ目の議題に移りたいと思います。前文についてです。前回前文をどうするかということで議論をさせていただいて、3つのイメージを示して話をしました。

メッセージ的なものもいい、あるいはきちっと構築された文章で、あるいは、子どもがわかりやすい言葉も必要だが、それは別途パンフレットで説明しているのではないかというような意見があったと思います。

8月のパブリックコメントに、きちんと前文をのせて市民の意見をいただきたいというふうなことを考えていますので、今日は、前回の意見を踏まえ、より具体的な前文の案を示していただきました。事務局の方から説明していただけますか。

(事務局 中川主査)

子どもの権利に関する条例の前文案について説明いたします。事前に配布しております資料の「条例前文案」をご覧ください。

子どもの権利条例の前文は、条例の一番初めに条例制定の趣旨や理念などを示すものです。その

形式については、前回の会議でメッセージ的な文章形式として記載するとなりました。事務局のほうで文案を作成したのになります。

6つの段落で構成しています。1つ目の段落では、すべての子どもは一人一人かけがえのない存在であり、幸せに生きる権利があるという基本的な考えを示しています。

2つめの段落では、昨年度実施した子どもの権利に関するワークショップですとか、アンケート調査から子どもの意見を記載し、この条例は子どもたちの思いも併せて作成したことを表しています。

3点目は、石狩の豊かな自然や歴史からさまざまなことを学び経験することで、自尊心と他者を思いやる心を育ててほしいという願いを

4つ目は、保護者や地域の人は愛情を持って子どもを守り育て安心できる環境を作り、子どもの最善の利益を一番に考えるという大人の責任を述べています。

5つ目は、石狩市の特徴として、手話基本条例や自治基本条例、市民の声を活かす条例があるように、他者を認め合い協働し、市民活動が活発なまちでありますので、子どもたちにもそのように参加したり、成長して行ってほしいということ、

最後に、市は子どもの権利を守り、みんなにやさしいまち、「こどもまんなかまちづくり」を目指し、この条例を制定するという決意を述べています。説明は以上です。

(小山委員長)

はい、ありがとうございます。案で示されているとおり、平易な文章で子どものメッセージも入れてというところを条例の前文として、それに解説を加えるというような形式でという話でした。

これは重要な部分になると思いますので、またご意見いただければと思います。

(朝倉委員)

朝倉です。この前文を見たときに、最初に感じたのは、子どもたちにとっての今とか未来というのがあまりここから感じられないということです。

例えば、豊かな自然と歴史の中でという、どちらかと言うと、大人から見た求める姿、大人の理想みたいなものは感じられるのですが、本当に子どもたちがこういう未来を欲しているのか、思い描いているのか。例えば、この四角で囲まれた、ワークショップなどで吸い上げた子どもたちの意見も含まれているところ、いのちが守られ、自分らしく成長したかったりとか、遊んだり休んだり学んだりしたいという、この辺りで子どもたちが思い描いている遊びだったりとか、休んだりしているときに何をしているかというのが、この豊かな自然と歴史のなかでということなのかなというのが少し疑問に感じるところです。

私は、ここにもう少し子どもたちの未来や、子どもたちが考える今みたいなものが表現できるのかなと思っていて、具体的な文言が今思い浮かんでいるわけではないんですけど、例えば具体的に、子どもだったらゲームがしたいよねって大抵の子は言うと思うんですけどね。ゲームと言っても、そのボードゲームとかアナログのゲームじゃなくて、大抵はやっぱりスマホでゲームがしたいよとか。もっとう、スマホ使ってこんなことしたい、あんなことしたいみたいな姿って、ここからは全く見えてこなくて。ですが一方で、学校では今、GIGAスクール構想で一人1台端末が配られていますが、そういうものが一切見えてこない。子どもの権利条例ってこれから先、子どもたちのものになっていくのかなという疑問があるということ、意見として言わせていただきます。以上です。

(小山委員長)

ありがとうございます。ほかにありますか。

(坪田委員)

主語の部分が、「すべての子どもは」って言ったり、「子どもたちは」っていたり、「大人は」、「私たちは」、「石狩市は」ってなるんですね。

この辺が前文として、朝倉さんがいったみたいに、「僕たち、私たち」があって、「子どもは」って言ったほうがいいのか。混ざっていて、石狩市はこうです、私たちはこうです、大人はこうです、子どもはこうですと言いつつ、四角で囲まれた中は子どもたちの意見ですよとなってきているのですが、この辺がすっきりしないかなってというか、あっちから考えたり、こっちから考えたりしているように見えるんです。

(重山委員)

石狩八幡小学校の重山です。いま主語の話がされていて、やはり主語・述語って大事なんです。その主語に対して子どもはどうなのかということが書かれているので、ここの結びつきがしっかりして、子どもたちのほうがいいのか、など文言の精査、統一感があつたらいいかなと思います。

同時に、順番はこれ以上変えられないのでしょうか。例えば、一番下に石狩市があるのですが、市はこういう市なのですということをして先に打ち出しておいてから「子どもは」に入って、そのあと子どもを支える大人や私たちは、とかというふうにすると、また少し同じような文面でも、その読み方や伝わり方が変わってくるのかなと思います。ちょっとしたことで伝わり方も変わるので、順番を入れ替えるだけでも、きっと印象が違ふと思います。

(小山委員長)

松倉アドバイザーから、この件についてのご意見を伺いたいと思います。

(松倉アドバイザー)

前文は非常に大事ですので、しっかりとした文章にしなければいけないと思っています。旭川市もだいたい前に作ったものがありますが、市民や大人側の主語が多いですね。子ども自身が主語、子どもが主体となる文章が必要だと思っています。

子どもの権利条約はポーランドで発案されたわけですが、その中でコルチャックが言っているのは、子どもには今日という日を生きる権利がある、それから、子どもはあるがままで存在する権利がある、ということを行っているのです。

つまり、何を言いたいのかということ、親とか大人は、子どもの明日とか将来について、こうあってほしいということ強調したり、パターンリズムとか親権主義とか、大人の側から子どもに対するおせっかいみたいな文章を作りたいがるということです。

そうではなくて、やはり子どもに聞くという作業がすごく大事だと思います。子ども自身がこの子どもの権利条例を実際に自分たちのものとして活用していける、そういう生き生きとした前文なり、条例案というものが必要になってきて、子どもたちがこれを作ってよかった、これを活用できるというものに、作り上げていかなければならないというふうに思います。

以上です。

(小山委員長)

はい、貴重なご意見ありがとうございます。それでは委員の皆さんのご意見も踏まえて、前文案を出していただきましたけど、追加修正していただければと思います。

以上、本日の議論すべき議題が終わりました。少し進行がまずくて、予定時間を過ぎてしまったのですが、最後に事務局から何かありましたらお願いします。

(事務局:青木課長)

長い時間ご議論いただきまして、ありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえまして、また改めて検討させていただきます。次回につきましては、今年度第2回の検討委員会といたしまして、7月3日水曜日を予定してございます。近くなりましたら、また改めてご連絡をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

(小山委員長)

ありがとうございました。最後に何か確認したいことはありますでしょうか。

(新田委員)

すいません。最後のところ、前文案のところで一つだけ追加で意見を言わせていただけたらと思います。ちょっと私もひとつ気になったところがあって、この四角の中の「親に責任をもって育ててほしい」というのも子どもの願いなのかなと思うので、そこをいじるっていうのは違うのかもしれないなと思うんですが、これだけだとその「親に責任を」っていうところがフォーカスされてしまう印象を受けるかなと思いました。もう少し社会として、市として、周りの大人の責任で支援するということも書いていいのかなと思います。親御さんが責任をもって育てられるように、周りの大人もそれを支えていきます、そういう市です石狩市はというような言葉があってもいいのかなと思ったので、述べさせていただきます。

(小山委員長)

ありがとうございました。このご意見も含め、事務局で反映していただければと思います。

あと確認することはございませんでしょうか。

それでは以上をもちまして、令和6年度第1回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会の方はこれで閉会したいと思います。

お疲れ様でした。また次回よろしくお願いいたします。

令和6年6月18日 議事録確定

委員長 小山 和利